

家庭的保育事業所の概況

令和6年4月1日現在

事業所名	家庭的保育事業 藤原亜子			施設長名	藤原亜子		
所在地	〒800-0054 北九州市 門司区 社ノ木1丁目16-19						
電話番号	093-372-1590		FAX番号	093-372-1590		認可年月	平成27年4月
設置主体	藤原亜子			運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造 木造 ・その他() 2階建(1階部分)						
建物延床面積	27.09 m ²		屋外遊戯場面積(敷地外 社ノ木公園)			2200m ²	
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員							
3号定員	1	2	2				5
開所時間	7:30 ~ 17:50			保育短時間の 受入時間帯	9:00 ~ 17:00		
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						
職員数	1人	内訳：施設長(家庭的保育者)(1人) 家庭的保育者(人) 家庭的保育補助者(人) 調理員(人) その他(人)					
施設の目的	【施設の目的】 家庭的保育事業の特性を生かして、子どもの最善の利益を図り、その福祉の充実に積極的に取り組むことを目的とする。						
運営の方針	【運営の方針】 ・落ち着いた温もりのある家庭的な環境の中で、健康で安全な保育を行う。 ・家庭との連携の下、一人一人の家庭養育の支援を行いながら、「心豊かにたくましく生きる力」を育んでいく。 ・地域とのふれあい活動を通して信頼関係を構築しながら、地域に見守られる施設を目指す。						
保育の方針	【保育方針】 個性豊かな子どもを育てる ・日常生活に必要な習慣・態度を身につける。 ・思いやりのあるやさしい心を育てる。 ・季節ごとの自然に触れることや、様々な体験を通して、自主性・創造性を培う。 ・多様な絵本の読み聞かせや知育玩具を用いて、思考力や観察力の基礎を育てる。						
1日の過ごし方	0歳児 開所 順次登園 健康観察 検温 あそび 午前寝 離乳食・授乳 午後寝 授乳 あそび 順次降園 開所 それぞれのリズムに合わせて、授乳・睡眠 おむつ交換を行います  1・2歳児 開所 順次登園 健康観察 検温 9:30 おやつ あそび (発達に応じたあそび・散歩) 11:30 給食 12:30 沐浴 身体ふき 絵本タイム 午睡 15:00 おやつ 検温 あそび 順次降園 17:50 開所 						

事業所名	家庭的保育事業 藤原亜子
------	--------------

年間行事 予 定	4月 イースターパーティ(英語体験)	10月 ハロウィンパレード(英語体験) 総合避難訓練
	5月 健康診断	11月 いもほり 健康診断
	6月 保育参加&給食試食会 (SDGSな保育)	12月 クリスマスパーティ(英語体験) 個人懇談会
	7月 セタまつり・プール開き 夏祭り会	1月 お正月お楽しみ会
	8月 サマーパーティー(英語体験)	2月 豆まき会(節分) 生活発表会
	9月 運動会・敬老ふれあい活動	3月 ひな祭り会 お別れ遠足 お別れ会

各種保育 事業の 実施状況	
---------------------	--

利用の開始 及び終了に 関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。
-------------------------	--

実費に係る 利用者 負担金	日本スポーツ振興センター共済掛金(年額 250円) → 万一の怪我等に備えて、共済掛金に加入するもの。
---------------------	--

その他 特記事項	【緊急時における対応方法】 ・入所児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに嘱託医又は主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。 ・緊急連絡一覧表の張り出し、緊急時対応のフローチャートを作成し、職員に周知しています。 ・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに必要な措置を講じ、また、事故発生の原因を解明し、記録すると共に発生防止のための対策を講じます。 【非常災害対策】 ・火災、風水害、地震等の種類ごとの対応マニュアルを作成し、職員に周知しています。 ・非常災害に備えて消防計画を作成し、毎月1回以上の避難及び消火、その他必要な訓練を実施します。 ・被害があった場合は速やかに「関係機関」「行政機関」に報告をします。 ・一時避難場所、広域避難場所を確認し避難経路を決め、保護者にも周知します。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 ・児童虐待の早期発見に努め、通告する義務があることを職員全体に周知する。 ・入所児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、児童虐待に関する研修に職員全員が参加する機会をもちます。
-------------	--